

●規程改正の概要

要 旨	山梨県人事委員会勧告及び山梨県職員給与条例等の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正</p> <p>期末手当の年間支給月数を引き下げる。</p> <p>1 令和3年度【規程第●号】 12月期 一般職員 1.275月 → 1.125月 (△0.15月) (特定幹部職員 1.075月 → 0.925月 (△0.15月)) (再任用職員 0.725月 → 0.625月 (△0.10月))</p> <p>2 令和4年度【規程第●号】 6月期・12月期 一般職員 1.275月 → 1.200月 (△0.075月) (特定幹部職員 1.075月 → 1.000月 (△0.075月)) (再任用職員 0.725月 → 0.675月 (△0.050月))</p> <p>※ 一般職員の年間支給月数 4.45月 → 4.30月 (△0.15月) 〔 期末手当 2.55月 → 2.40月 〕 〔 勤勉手当 1.90月 → 1.90月 〕</p> <p>※ 特定幹部職員の年間支給月数 4.45月 → 4.30月 (△0.15月) 〔 期末手当 2.15月 → 2.00月 〕 〔 勤勉手当 2.30月 → 2.30月 〕</p> <p>※ 再任用職員は、一般職員に準じて年間支給月数を引き下げる。 年間支給月数 2.35月 → 2.25月 (△0.10月) 〔 期末手当 1.45月 → 1.35月 〕 〔 勤勉手当 0.90月 → 0.90月 〕</p> <p>※ 会計年度任用職員は、令和3年度は改定を適用しないが、令和4年度は一般職員と同様に引き下げる。 年間支給月数 2.55月 → 2.40月 (△0.15月) 〔 期末手当 2.55月 → 2.40月 〕</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の影響額 △66,650千円 (内訳：中央病院(法人本部含む) △56,032千円、北病院 △10,618千円) ・令和4年度の影響額 △78,798千円 (内訳：中央病院(法人本部含む) △66,370千円、北病院 △12,428千円) (うち会計年度任用職員分 中央病院 △10,338千円、北病院 △1,810千円)
施行期日	1については令和3年12月1日から、2については令和4年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程 新旧対照表（令和3年12月1日施行）

新	旧
<p>(期末手当) 第57条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の112.5</u>（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の92.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(期末手当) 第57条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の127.5</u>（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程 新旧対照表（令和4年4月1日施行）

新	旧
<p>(期末手当) 第57条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の100</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(期末手当) 第57条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の112.5</u>（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して理事長が定める職員（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の92.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一～四 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>